



庄原市板橋町の田園風景

平成19年度から

「新たな農業経営所得安定対策」 農業政策が大きく変わろうとしています！

農林振興課振興係 ☎0824-73-1132

国は平成17年10月、「経営所得安定対策等大綱」を決定しました。これまで全農家一律に行われてきた品目ごとの価格対策は、平成19年度から「担い手」を対象とした農業経営対策へと変わります。

「価格政策」から「所得政策」へ、「すべての農業者」から「特定の担い手」へ。農業政策が大きく変わろうとしています。

国においつけ……

農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増大など、我が国の農業・農村が危機的状況になりつつあります。

WTO（世界貿易機関）における農業交渉により、国際間の市場原理競争に生き残れる農業生産者の確保などが求められています。

このような状況から、これまでの農業農村総合政策から産業政策と地域振興政策に区分し、「特定の担い手」を中心とした農業経営の安定と農業の持続的発展を図るため、地域農業の再編、農業構造改革を加速化する方針が打ち出されました。

そのため、平成19年度から「新たな農業経営所得安定対策」が、次の3つの対策を柱として導入されます。

- 品目横断的経営安定対策
- 米政策改革推進対策
- 農地・水・環境保全向上対策

この「特定の担い手」とは、①認定農業者および②農業生産法人などの集落営農組織です。営農集団組合などの集落営農組織は、5年以内に農業生産法人とするなどの一定の要件が有ります。

品目横断的経営 安定対策とは

「特定の担い手」を対象に、農業経営を安定維持するための所得対策として、次の2つの対策が実施されます。

①諸外国との生産条件格差から生じる不利を補正(対象品目：麦・大豆)

過去3年間の麦・大豆の販売実績および毎年の販売量・品質に基づき交付金を交付するものです。

②収入減少の影響を緩和(対象品目：米・麦・大豆)

米・麦・大豆ごとの当該年収と基準期間の平均収入の差額を合算相殺し、減収額の9割について、積立金の範囲で補てん金を支給するものです。なお、積立金拠出割合は、「特定の担い手」が1、国が3です。

米政策改革 推進対策とは

品目横断的経営安定対策の導入に伴い、従来の米価下落対策、産地づくり対策を見直し、併せて、平成19年産米からの農業者、農業者団体が主体的に需給調整を行うシステムへ移行します。

①従来の米価下落対策・産地づくり

対策の見直し

従来の米価下落対策の稲作所得基盤確保対策および担い手経営安定対策は廃止され、品目横断的経営安定対策の収入減少影響緩和対策に含まれます。

「産地づくり交付金」は、平成18年度までと同様に生産調整実施者を対象者として交付されますが、農地の効率的な集積、各地域の特色を活かした転作作物の振興および特別栽培米などへの加算など、地域の望ましい水田農業を目指した交付金の活用に変わっていきます。

なお、この交付金は平成21年度までの経過措置であり、3年の間に地域農業の振興方策および「担い手」を確保することが重要となります。

②農業者・農業者団体が主体的に需給調整を行うシステムへ移行

米の生産可能数量(生産調整)の配分は、平成19年産米から大きく変わります。平成18年産米までは、国からの配分決定数量を受けて地域水田農業推進協議会で配分率が決められ、それに基づき庄原市が各農業者の目標数量・目標面積を決定し、農業者の皆さんに通知し、お願いしていました。

平成19年産米からは、①JA庄原などの生産調整方針作成者が方針に参加する農業者への配分を決め

通知する、または②方針に参加しない農業者へは、地域協議会から情報を提供し、協力をお願いすることになります。(図1)

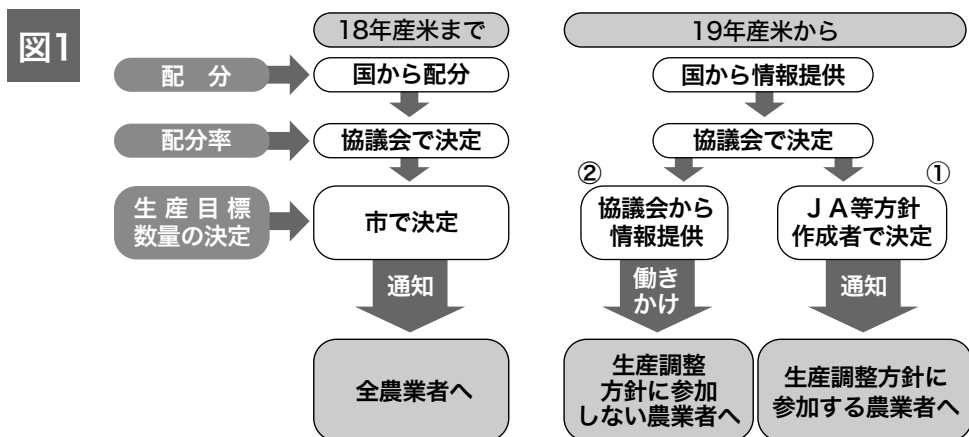


図1

農地・水・環境保全 向上対策とは

集落では、高齢化や混住化が進み、農地や農業用施設などを守る「地域のまとまり」が弱まっています。

この対策は、農業を行うために必要不可欠な農地・水・環境を将来にわたり良好な状態で保全し、質的向上を図るための活動を支援する制度です。農業者だけでなく、地域ぐるみでの取り組みが必要です。

共同活動(資源保全)と営農活動への支援がありますが、広島県では集落法人が対象区域の過半数を占める範囲で経営を行っていることが条件となります。

広島県においては……

「広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」(平成18年3月策定)で、産業として自立できる農林水産業の確立を図るために、これからは「担い手」が中心となった農業構造の改革を目指しています。

そのためには、県費を導入する農業支援施策の対象地域は、「担い手」が中心となった農業生産活動が永続的かつ積極的に実施される地域としていきます。

■県費を導入する農業支援施策事業の例

◎農地・水・環境保全向上対策事業
◎小規模農業基盤整備事業

この「担い手」とは
①法人経営体：集落法人、農業外企業、その他の農業法人
②企業の個別経営体：農業所得500万円以上の個別経営

庄原市においては……

庄原市は、これらの一連の農政改革の中にあつては、国・県の個別施策を主体的に活用し、集落農場型農業生産法人をはじめとした集落実態に応じた地域営農組織づくりを積極的に行います。併せて、中山間地域の特性に沿った、庄原市の地域水田農業ビジョンを作成し、その方針に基づく地域の作物販売戦略、水田の効率的な利活用および担い手の確保育成などについて実践的施策を展開します。

水田を活用したこの地域の作物振興戦略の第一は、売れる米づくりの生産推進です。市内では唯一の生産調整方針作成者であるJA庄原を中心として、需要動向に応じ可能な限り水稻の作付けができるよう

地域での話し合いを……

農業政策が大きく変わろうとしている今、集落の皆さんが一緒に地域のこと、農業のことを語り合ってみませんか。

地域の過疎化、農業従事者の高齢化が急速に進展している状況において、農家それぞれが後継者を確保することは現実的には不可能な状況です。併せて、米を始めとした土地利用型作物の価格低迷のなか所得を上げるのが厳しいのも現実です。

しかし、農家所得の一層の向上を図る取り組みを進めながら、住み慣れた集落・地域の水田、生活環境を守っていかねばなりません。

このため、市では、県・JA庄原をはじめ関係機関と連携して、新しい制度の説明会の実施や、各集落の実態に応じた法人化への取

り組むを始めた「担い手」づくりを支援していきます。
また、国、県などの支援事業を活用するとともに、庄原市独自の農業自立振興プロジェクト事業として、「安全・安心をキーワードとした耕畜連携による土づくり推進」、「庄原市独自の営農指導員(嘱託員)の設置による営農指導力の強化」などを展開していきます。

着しているほうれんそう、アスパラガスの作付け拡大および新たな園芸作物の作付けに対しては、特別振興作物と位置付けて支援します。水田の効率的な利活用および担い手の育成確保の対策は、各集落実態に応じた仕組みづくりが必要です。

地域での話し合いの場に 「出前トーク」を利用してください。

- 新たな農業経営所得安定対策について
- 集落農場型農業生産法人について
- 担い手について など

■申し込み・問い合わせ 情報推進課広報統計係
☎0824-73-1159 Fax:0824-72-3322

■問い合わせ

農林振興課振興係
☎0824-73-1132
西城支所 地域振興課
☎0824-82-2181
東城支所 地域振興課
☎08477-2-5211
口和支所 地域振興課
☎0824-87-2111
高野支所 地域振興課
☎0824-86-2111
比和支所 地域振興課
☎0824-85-3000
総領支所 地域振興課
☎0824-88-3060